

# 「会社・協会・財団にかかる 違法行為規定法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。  
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

会社・協会・財団に係る違法行為規定法

[民商法典の会社・協会・財団についての規定に基づき、その違法行為と罰則を定めた法律]

(前文省略)

第一条

本法令を「仏歴二四九九年・登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社、協会及び財団に係る違法行為を規定する法令(プララーチャバンヤット・ガムノッド・クワームピッド・キアオカップ・ハーンフンスアンジョッドタビヤン・ハーンフンスアンジャムガッド・ポリサットジャムガッド・サマーコム・レ・ムーラニティ)」と呼ぶ。

[注/ 仏歴二五三五年改正法(第二版)による改定増補を織り込んで訳出。登録パートナーシップ、有限パートナーシップは合名会社、合資会社に相当]

第二条

本法令は仏歴二五〇〇年一月一日より施行する。

第一章

登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、及び株式会社に係る違法行為

第三条

登録パートナーシップ、有限パートナーシップで、社印、社名看板、告知書、レター、通知書、もしくはパートナーシップの事業に係るその他の書類を使用する場合、

(一)タイ文字で「普通パートナーシップ法人(ハーンフンスアン・サーマン・ニティブッコン)」もしくは「有限パートナーシップ(ハーンフンスアン・ジャムガッド)」の字句を使用しないとき、

(二)外国文字で経済省の告示に基づき「普通パートナーシップ法人」もしくは「有限パートナーシップ」の意味を有する字句を使用しないとき、

五万バーツ以下の罰金、及び違反期間にわたって一日五〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第四条

登録パートナーシップ、もしくは有限パートナーシップでないにもかかわらず、社印、社名看板、告知書、レター、通知書、あるいは事業に係るその他の書類において、「普通パートナーシップ法人(ハーンフンスアン・サーマン・ニティブッコン)」または「有限パートナーシップ(ハーンフンスアン・ジャムガッド)」のタイ文字、あるいは同様の意味を有する外国語から構成される名称もしくは商号を使用した者は、パートナーシップ設立に係る登記における使用を除き、二万バーツ以下

の罰金、及び使用を中止するまで、または正しい行動に至るまで一日当たり五〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第五条

銀行を除く株式会社で、社印、社名看板、告知書、レター、通知書、もしくは会社の事業に係るその他の書類を使用する場合、

(一)タイ文字で頭に「会社(ポリサット)」及び末尾に「有限(ジャムガッド)」の字句を使用しないとき、

(二)外国文字で経済省の告示に基づき「株式会社(ポリサット・ジャムガッド)」の意味を有する字句を使用しないとき、

二万パーツ以下の罰金、及び使用を中止するまで、または正しい行動に至るまで一日当たり五〇〇パーツ以下の罰金に処する。

[注/ポリサット・ジャムガッドは直訳すれば有限(責任)会社となるが、ドイツ起源の日本の有限会社ではなく株式会社を意味する]

#### 第六条

株式会社でないにもかかわらず、社印、社名看板、告知書、レター、通知書、あるいは事業に係るその他の書類において、「株式会社(ポリサット・ジャムガッド)」「会社(ポリサット)」もしくは「有限(ジャムガッド)」のタイ文字、あるいは同様の意味を有する外国語から構成される名称もしくは商号を使用した者は、会社設立に係る登記における使用をの除き、二万パーツ以下の罰金、及び使用を中止するまで、または正しい行動に至るまで一日当たり五〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第七条

民商法典第一一二五条に基づき没収した株式を競売に掛けない、請求額と未払い利息を差し引かない、もしくは株主に残金を返還しない株式会社は、二万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第八条

民商法典第一一二七条に基づき株主に株券を発行しない、もしくはその規定を超えて手数料を請求した、あるいは第一一二八条に基づき株券を作成しなかった株式会社は、一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第九条

民商法典第一一三四条に違反して株主に株券を発行した株式会社は、二万パーツ以下の罰金に処する。

第一〇条

民商法典第一一三八条に基づき株主名簿を有していない株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第一一条

民商法典第一一三九条第一段に基づき株主名簿を保管していない、もしくは株主が求めた時に株主に株主名簿を閲覧させなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十二条

民商法典第一一四三条に違反して自己の株式の所有者となった、もしくは自己の株式を質受けした株式会社は、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

第十三条

民商法典第一一四六条、第一一五七条、第一二二八条、第一二三九条もしくは第一二四一条に基づき登記しなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十四条

民商法典第一一四八条に基づき登記された事業所を有していない、もしくは届け出なかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十五条

民商法典第一一四九条に違反して会社の資本額を印刷した、もしくは示した株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十六条

民商法典第一一七一条第一段に基づき株主総会を召集しなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十七条

民商法典第一一七五条に基づき臨時株主総会召集の公告をしなかった、もしくは株主に通知しなかった、あるいは通知において総会の開催地、開催日、開催時間、議題を示さなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第十八条

以下の株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

(一)民商法典第一一九六条に基づき決算報告書を作成しなかった

(二) 民商法典第一一九七条に基づき会計監査人を置かなかった、決算報告書を株主総会に承認を求めて提出しなかった、決算書の謄本を送付しなかった、もしくは決算書の謄本がない、もしくは

(三) 民商法典第一一九九条に基づき購入希望者に決算書の謄本を販売しなかった

#### 第一九条

民商法典第一二〇一条に違反して配当金を支払った、もしくは民商法典第一二〇二条に違反して配当した株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

株式に基づく価額のほかに株主としての地位において株主に支払われた、もしくは配られた金銭も本条に基づく配当金とみなす。

#### 第二〇条

民商法典第一二〇四条に基づき承認を受けた配当を通知しなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二一条

民商法典第一二二二条に基づき株主に新発行株式の募集を通知しなかった株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二二条

民商法典第一二二六条第一段に基づき減資を公告しなかった、もしくは通知しなかった、あるいは民商法典第一二二六条第三段に違反して減資した株式会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二三条

民商法典第一二二九条に違反して社債を発行した株式会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二四条

民商法典第一二四〇条第一段に基づき会社合併を公告しなかった、もしくは通知しなかった、あるいは民商法典第一二四〇条第三段に違反して合併を進めた株式会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二五条

株式会社が第七条から第二四条までに基づく違反行為をなした場合、その会社の取締役、もしくは会社の業務責任者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二六条

民商法典第一一三九条第二段に基づき株主名簿及び名簿から抹消された株主の名簿を届け出なかった株式会社の取締役は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二七条

民商法典第一一七二条第二段もしくは第一一七四条第一段に基づき臨時株主総会を召集しなかった株式会社の取締役は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第二八条

以下の株式会社の取締役は、五万バーツ以下の罰金に処する。

- (一) 民商法典第一一九九条第二段に基づき決算書の謄本を送付しなかった
- (二) 民商法典第一二〇六条に基づき帳簿を作成、保管しなかった、もしくは
- (三) 民商法典第一二〇七条に基づく議事録を作成、保管しなかった

#### 第二九条

民商法典第一二二三条に違反して新株割当を株主に通知した株式会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三〇条

株式会社の株主総会における投票もしくは不投票の報酬として自己または他者のために特別利益を受け取った、あるいは受取に承諾した株主は、一万バーツ以下の罰金に処する。

株式会社の株主総会における投票もしくは不投票の報酬として株主に特別利益を提供した、あるいは提供を約束した株主は、同一の罰則に処する。

#### 第三一条

正しくない決算書またはその他の帳簿を保証した、あるいは虚偽の報告をなした登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の会計監査人は、一年以内の禁固、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三二条

民商法典第一二五三条に基づく行為をなさなかった登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、八万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三三条

民商法典第一二五四条、第一二五八条、第一二六二条、もしくは第一二七〇条第二段に基づき登記しなかった登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、五

万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三四条

民商法典第一二六六条に基づき裁判所に申し立てなかった登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三五条

以下の登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、五万バーツ以下の罰金に処する。

- (一) 民商法典第一二五五条に基づき決算書を作成しない、もしくは株主総会を召集しない
- (二) 民商法典第一二六七条に基づき報告しない、もしくは報告を公開しない
- (三) 民商法典第一二七〇条第一段に基づき決算報告書を作成しない、株主総会を召集しない、もしくは以後の事務を提出しない、もしくは
- (四) 民商法典第一二七一条第一段に基づき帳簿及び書類を提出しない

#### 第三六条

民商法典第一二六八条に基づき株主総会を召集しなかった、報告書を作成しなかった、もしくは清算状況を発表しなかった登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三七条

民商法典第一二六九条に違反して財産を分配した登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の清算人は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三八条

会社の財務状態について株主総会で悪意をもって虚偽を示した、もしくは真実を秘匿した株式会社の取締役または清算人は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三九条

登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の業務責任者で、当該法人の財産を持ち出し費消する、損害を及ぼす、損壊する、減価させる、もしくは無益化する者は、それが質権者に損害を及ぼすための行為であれば、三年以内の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四〇条

登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の業務責任者で、当該法人の

債権者、もしくは当該法人債権者としての権利を行使する他者の債権者が当該法人に対し債務履行を強制する、裁判所を通じて債務履行請求権を行使することを知らず、

(一)当該法人の財産を移す、隠匿する、もしくは他者に譲渡する、もしくは

(二)当該法人に虚偽の債務があるように装うことで

債権者が全部または一部の債務弁済を受けさせないようにするとき、三年以内の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四一条

登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の業務責任者で、自己または他者のために合法的には得られない利益を追求して、当該法人に損害となるある行為をなす、もしくはある行為をなさない者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四二条

登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社の業務責任者で、以下の行為をなした、もしくは以下の行為を承諾した者は、

(一)パートナーシップまたは会社の、あるいはパートナーシップまたは会社に関する帳簿書類、担保に加害、損壊、変更、削除、もしくは偽造する。もしくは

(二)パートナーシップまたは会社の、あるいはパートナーシップまたは会社に関する帳簿書類に虚偽の記載をする、もしくは重要内容を記載しない

それがパートナーシップ、会社、パートナー、もしくは株主が得るべき利益を少なくする目的でなされた行為である、もしくはそうした行為の承諾であるとき、七年以内の禁固、または一四万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四三条

民商法典第一一〇二条に違反して株式購入勧誘を公告した者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四四条 廃止

#### 第四五条 廃止

#### 第四六条

以下のために重要部分において虚偽の、もしくは重要な内容を隠匿した上で、登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社に係る人物、職位、帳簿、報告もしくは事業を引用して公告した者は、三年以内の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

(一)そのパートナーシップもしくは会社の利害関係者がそのパートナーシップもしくは会社から得られる利益を少なくする、もしくは

(二)パートナーもしくは株主となるよう勧誘する、パートナーシップもしくは会社に財産を委託または贈与、あるいはパートナーシップもしくは会社の保証人となるよう、あるいは担保として財産を提供するよう勧誘する

#### 第四七条

株式会社の創立総会もしくは株主総会に参加した者で、自己が株式引受人もしくは株主である、あるいは株式引受人、株主に代わって議決権を有すると偽って投票する、あるいは投票しない者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

株式引受を示す書類、もしくは株券を引き渡すことで第一段に基づく違法行為を援助した者も、同じ罰則に処する。

#### 第四八条

悪意をもって株金の代わりに登録パートナーシップ、有限パートナーシップ、もしくは株式会社に出资する労力もしくは財産を実際額以上に定めた者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

### 第二章

#### 協会及び財団の違法行為

#### 第四九条

民商法典もしくはその他の法律に基づき登録された協会でないにもかかわらず、協会印、協会名看板、告知書、レター、通知書、あるいは事業に係るその他の書類において、「協会(サマーコム)」の語句を使用した者は、協会設立に係る登記における使用、もしくは外国語からタイ語への翻訳で外国語を添付した上での使用を除き、二万バーツ以下の罰金、及び使用を中止するまで一日当たり五〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五〇条

他者をしてその事業が民商法典に基づき登記した協会であると信じさせる行為による団体の業務をなし、その行為が他者もしくは民衆に損害を及ぼすおそれがあるとき、その者は二年以内の禁固、または四万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五一条

民商法典に基づき登記された協会でないことを知りながら、協会の名称を使用する団体の構成員となっている者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五二条

民商法典の第八〇条に従わない協会は、二万バーツ以下の罰金に加え、是正されるまで一日当たり五〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五三条

民商法典の第八四条に基づく期間内に、登記官に改定増補した定款を登記しなかった協会は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五四条

民商法典の第八五条に基づく期間内に、登記官に理事の任命もしくは変更を登記しなかった協会は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五五条

民商法典の第八九条に基づき、会員に協会の事業及び財産の検査を認めなかった協会は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五六条

民衆の安寧もしくは国家安全保障にとって危険である、協会の目的とは異なる業務をなした協会の理事は、三年以内の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五七条

民商法典の第一〇五条に基づく期間内に、協会の理事会が登記官に協会の解散を届け出なかった場合、その協会の理事は、無届が自己の行為によるものでないと証明できるときを除き、一人当たり一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五八条

民商法典の第一〇七条に違反して清算した後に協会の残余財産を協会の会員に分配した、もしくは残余財産を他の者に譲渡した者は、一年以内の禁固、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五九条

民商法典の第一〇二条に基づき登記官がその協会の名を登記簿から抹消したこと、もしくは民商法典の第一〇四条に基づき裁判所がその協会の解散を命じたことを知りながら、その協会の理事もしくは会員であると装った者は、二万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六〇条

民商法典に基づき登録された財団でないにもかかわらず、財団印、財団名看板、告知書、レター、通知書、あるいは事業に係るその他の書類において、「財団(ムラニティ)」の語句を使用した者は、財団設立に係る登記における使用、もしくは外国語からタイ語への翻訳で外国語を添付した上での使用を除き、二万バーツ以下の罰金、及び使用を中止するまで一日当たり五〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六一条

他者をしてその事業が民商法典に基づき登記した財団であると信じさせる業務をなし、その行為が他者もしくは民衆に損害を及ぼすおそれがあるとき、その者は二年以内の禁固、または四万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六二条

民商法典の第一一三条に従わない財団は、二万バーツ以下の罰金に加え、是正されるまで一日当たり五〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六三条

民商法典の第一二五条に基づく期間内に、登記官に理事の任命もしくは変更を登記しなかった財団は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六四条

民商法典の第一二六条に基づく期間内に、登記官に改定増補した定款を登記しなかった財団は、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六五条

民商法典の第一二八条第一段(一)に基づく登記官もしくは係官の命令に違反した、あるいは従わなかった者、あるいは民商法典の第一二八条第一段(二)に基づく財団の事業検査立ち入りにおいて登記官もしくは係官に便宜を供しなかった者は、一ヶ月以内の禁固、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六六条

民衆の安寧もしくは国家安全保障にとって危険である、財団の目的とは異なる業務をなした財団の理事は、三年以内の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六七条

民商法典の第一三二条に基づく期間内に、財団の理事会が登記官に財団の解散を届け出なかった場合、その財団の理事は、無届が自己の行為によるものでないと証明できるときを除き、一

人当たり一万バーツ以下の罰金に処する。

第六八条

民商法典の第一三四条に違反して清算した後に財団の残余財産を他者に譲渡した者は、一年以内の禁固、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六九条

第三一条から第四二条までを協会もしくは財団の業務責任者にも準用する。

(おわり)